

社会福祉法人秩父正峰会理事長報酬規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人秩父正峰会理事長が法人の運営する別紙の老人福祉施設等（以下「各施設」という。）の運営にかかる報酬は、この規程の定めるところによる。

(運営の関与)

第2条 理事長は、定例の各施設の施設長・事務長等の会議に出席してこれを統轄する。会議の記録はこれを保存するものとする。

2. 理事長は、次の会議等の結果を把握し、必要に応じて出席し若しくは意見を述べるものとする。

(ア) 各施設の代表者会議

(イ) 各施設の職員全体会議

(ウ) 各施設の生活相談員連絡会議

(エ) 各施設の介護支援専門員連絡会議

(オ) 各施設の栄養士連絡会議

(カ) 各施設の毎月行事予定表

3. 認知症対応型共同生活介護施設グループホーム楓、通所介護デイサービスセンター

楓、特定施設入居者生活介護施設ケアホーム楓、ガーデンハイム楓及び訪問介護ヘルパーステーション楓については立地条件その他の理由から概ね週1回出勤し、円滑で効率的な経営が図られるよう関与するものとする。

4. 第1項及び第3項にかかる事務については、勤務の実績を記録するものとする。

(報酬の額等)

第3条 理事長の報酬は、月額200,000円とする。ただし、勤務の実績が少ない場合は勤務の実績に応じて調整するものとする。

2 賞与に相当する報酬は支給しない。

3 支給日は月の25日とする。ただし、25日が金融機関の営業日でない場合は25日より前の直近の営業日とする。

(財源)

第4条 報酬は法人本部で負担し、その財源は各施設から拠出するものとする。

(規程の改正)

第5条 この規程を改正、廃止しようとするときは、社会福祉法人秩父正峰会評議員会及び理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

変更後の規程は、平成27年8月15日から施行する。

附 則

変更後の規程は、平成29年10月19日から施行する。

別 紙

特別養護老人ホーム荒川園

荒川園（併設施設）荒川園デイサービスセンター
荒川園在宅介護支援センター

特別養護老人ホーム大滝・桜の園

大滝・桜の園（併設施設）大滝・桜の園在宅介護支援センター
大滝・桜の園居宅介護支援事業所

特別養護老人ホーム杏子苑

杏子苑（併設施設）杏子苑在宅介護支援センター
杏子苑居宅介護支援事業所
（事業所内保育所）アプリコットプレスクール
（受託施設）影森デイサービスセンター

特別養護老人ホーム花菖蒲・両神

花菖蒲・両神（併設施設）花菖蒲・両神デイサービスセンター

地域密着型特別養護老人ホーム楓の森

楓の森（併設施設）小規模多機能型居宅介護楓の森

認知症対応型共同生活介護施設グループホーム楓

特定施設入居者生活介護施設ケアホーム楓
（有料老人ホーム）

特定施設入居者生活介護施設ガーデンハイム楓
（有料老人ホーム）

通所介護デイサービスセンター楓

訪問介護ヘルパーステーション楓

5施設の管理者の代表